

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要領【令和4年度登録以降】

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金の交付に関し、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(公務員に準ずる法人等の職員の範囲)

第2条 要綱第2条第5号ただし書に規定する「公務員に準ずる法人等の職員」とは、総務省による独立行政法人制度又は文部科学省による国立大学法人制度の適用を受ける法人の職員をいうものとする。

(返済の延滞)

第3条 要綱第3条第2号に規定する「奨学金の返済を延滞していないこと」とは、貸与を受けた奨学金に延滞金が賦課されていないことをいう。

2 前項に規定する奨学金に延滞金が賦課されたときは、要綱第8条第3項の規定に基づく登録を取り消すものとする。ただし、市長が特に認める場合はその限りではない。（この場合において、賦課された延滞金については補助対象経費から除くものとする。）

(補助対象期間内における市内定着が認められない状況となった場合の取扱)

第4条 要綱第10条第2項各号に係る取り扱いについては、別表に定めるものとする。

(特別休暇の取扱)

第5条 市長は、補助対象者等が、補助対象期間内において、就業先である地元企業が認める産前・産後休暇、病気休暇その他特別休暇を取得したときは、当該休暇の取得期間を地元企業で就業している期間として取り扱うものとする。

(提出書類の取扱)

第6条 要綱第9条及び第10条で提出を要する「住民票の写し」は、本人が住民基本台帳の確認に同意する場合に限り、提出を省略できるものとする。ただし、申請時点で旭川市内に住民登録がある場合に限るものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月7日から施行する。

この要領の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 要綱第10条第2項各号の規定に該当する場合の取り扱い

	市内定着		申請年度の前年度に左記の状況が発生した場合の取り扱い	左記の状況が発生した年度の翌年度以降の取り扱い
	市内居住	地元就業		
第1号	有	無	<p>地元就業が認められない状況となった日が属する年度（以下「未就業年度」という。）については、市内定着が認められない期間に支払った返済金についても補助対象経費とする。</p>	<p>【補助対象期間の中断】 未就業年度の翌年度において、引き続き左記の状況により市内定着が認められない場合は、4月1日から補助対象期間を中断する。</p> <p>【補助対象期間の再開】 再び市内定着が認められる状況となった場合は、要綱第9条第3項の規定に基づき、報告をおこなわなければならない。 なお、補助対象期間からは、中断した期間を除くものとする。</p> <p>【登録の取消】 補助対象期間の中断は1年間を限度とし、未就業年度の翌年度の3月31日時点において、市内定着が認められない場合は、補助希望者の登録を取り消す。</p>
第2号	無	有	<p>市内居住が認められない状況となった日が属する年度（以下「転出年度」という。）については、市内定着が認められない期間に支払った返済金についても補助対象経費とする。</p>	<p>【補助対象期間の中断】 転出年度の翌年度において、引き続き左記の状況により市内定着が認められない場合は、転出年度の翌年度4月1日から補助対象期間を中断する。</p> <p>【補助対象期間の再開】 再び市内定着が認められる状況となった場合は、要綱第9条第3項の規定に基づき、報告をおこなわなければならない。 なお、補助対象期間からは、中断した期間を除くものとする。</p> <p>【登録の取消】 補助対象期間の中断は2年間を限度とし、転出年度の翌々年度の3月31日時点において、市内定着が認められない場合は、補助希望者の登録を取り消す。</p>
第4号	どちらか、又は両方とも無		<p>市内定着が認められない状況となった日が属する年度（以下「未定着年度」という。）については、市内定着が認められない期間に支払った返済金については補助対象経費としない。 なお、市内定着が認められない期間が3カ月を超えた場合、又は未定着年度の3月31日時点において市内定着が認められない場合は、補助希望者の登録を取り消す。</p>	—

※表中の「有」は市内居住又は地元就業が認められる状況にあること、「無」は市内居住又は地元就業が認められない状況にあることをいう。

※表中に規定する取扱により難い場合、又は第3号及び第5号に該当する場合は、個別に判断するものとする。